

# 第4章 災害復旧・復興計画

---

## 第1節 災害復旧・復興の基本方向

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

## 第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受けて実施する。

### 1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として、村の管理に属するものは村が、県の管理に属する施設については県において実施する。その他、法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが、当該施設の復旧に当たるものとする。

### 2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧においては、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧に努めるものとする。

### 3. 対象事業

同法において対象とする施設は、以下のとおりである。

対象施設	内容
河川	河川法第3条による施設等
砂防設備	砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
林地荒廃防止施設	山林砂防施設
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路
下水道	下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
集落排水施設	農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設

### 4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助の措置内容は、以下のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 第3節 農林業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受けて実施する。

### 1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には村、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等、当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大きく、かつ、高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ、県営事業として施行される。

### 2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前節「2.復旧方針」に準ずるものとするが、その他、特に本復旧事業の推進にあたって必要な事項は、以下のとおりである。

- 同法律により、国に災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧後、その他は査定後に施行するものとする。
- 上記の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員を配置する。
- 農地等の復旧事業は、原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- その他、災害復旧の特色として、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図る。

### 3. 対象事業

同法において対象とする施設は、以下のとおりである。

対象施設	内容
農地	耕作の目的に供される土地 田、畑及びわさび田
農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。 ● かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機 ● 農業用道路、橋梁 ● 農地保全施設、堤防
林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。 ● 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） ● 林道
共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。 ● 倉庫 ● 加工施設 ● 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

## 4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助の措置内容は、以下のとおりである。

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

## 第4節 その他の災害復旧計画

### 1. 住宅災害復旧計画

#### 1-1. 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のため、国からの補助を受けて災害公営住宅を整備する。

#### 1-2. 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

#### 公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害（本激）													
	要件	措置	要件	措置												
整備	<b>災害公営住宅整備事業</b> (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として災害公営住宅の建設等に対する2/3 標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 災害公営住宅借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	<b>罹災者公営住宅整備事業</b> (激甚法第22条)(激甚指定基準8) 1. 滅失戸数(災害指定) ①被災全域で4,000戸以上 ②被災全域で2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 (激甚法施行令第41条) 2. 滅失戸数(地域指定) 上記①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上	滅失戸数の5割を限度として罹災者公営住宅の建設等に対する3/4 罹災者公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 ※激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅と表現している。												
復旧	<b>既設公営住宅復旧事業</b> (公営住宅法第8条第3項) 財務省協議による運用基準 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上(事業主体が市町村の場合は190万円以上)	(公営住宅法第8条第3項) <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">補助率 1/2</td> </tr> </table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補助率 1/2		<b>本激甚指定既設公営住宅復旧事業</b> (激甚災害指定基準1) 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上	(激甚法第3条) 補助率の嵩上げ ※局激の場合は、別途基準有
	公営住宅又は共同施設															
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
	補助率 1/2															

#### 1-3. 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、(独)住宅金融支援機構の災害復興融資を活用する。

## 2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業として、それぞれ以下により実施する。

### 2-1. 実施機関

---

公立学校施設の復旧は、村長が行う。

### 2-2. 復旧方針

---

公立学校施設の復旧方針は、本章第2節「2.復旧方針」に準ずる。

### 2-3. 対象事業

---

対象施設は、同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

### 2-4. 財政援助

---

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助の措置内容は、以下のとおりである。

- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 第5節 被災農林業の経営安定計画

### 1. 各種融資制度の活用

災害復旧及び経営資金の融資措置として、被害農林業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、以下の融資制度を活用して、積極的な資金の融資を推進する。

区分	内容
天災資金	天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林業者及び農林業者の組織する団体に対し、経営資金などを融資する。 村は、当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行うことにより、融資の円滑化を図る。なお、これに要する経費については、その一部が国より補助される。
日本政策金融公庫資金	<b>【災害復旧関係資金】</b> 農林業施設等の災害復旧について、被害を受けた農林業者及び農林業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより、融資を行う。 <b>【農林漁業セーフティネット資金】</b> 被害農林業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

## 第6節 被災中小企業振興計画

### 1. 各種金融措置の実施

中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図る。

なお、県が実施する金融措置は、以下のとおりである。

区分	内容
災害復興資金融資	被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。
償還の延期等	各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について、償還期間の延長等の要請を行う。
信用補完制度の充実	金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行う。
その他	上記措置の他にも種々の融資制度を設け、被災中小企業者の利便を図る。

## 第7節 被災者自立支援対策計画

### 1. 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

### 2. 被災者台帳の作成等

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 3. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは、職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

### 4. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

以下の資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携のうえ、被災者に対する制度の周知に努める。

- 災害弔慰金の支給
- 災害見舞金の支給
- 災害援護資金の貸付
- 生活福祉資金の貸付
- 母子寡婦福祉資金の貸付
- 被災者生活再建支援金の支給

### 5. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

## 第8節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における、円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

また、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。